

相模原公園ドッグラン利用規約

相模原公園ドッグランは会員のみなさまのボランティアにて運営されています。
ご協力をお願いいたします。

★(重要)ドッグラン利用の前提条件として

- ・他の犬や人を咬傷したことがある犬は、ドッグランの利用を熟慮(ご遠慮)してください。
- ・ドッグランは、犬の問題行動を直すための社会化の場所ではありません。
- ・問題行動がある場合には、ドッグスクールやドッグトレーナーにご相談ください。
- ・犬をリードなしで、放つことの意味・行為を十分に理解してください。

会員登録について(年度 1 回登録必要 会員有効期限は、登録した年度の次年度 6 月 30 日まで)

1. 利用者の資格

相模原公園ドッグランは、会員登録制です。利用にあたっては、運営管理団体「Crossed Paws」への会員登録が必要です。

登録会に参加し、「相模原公園ドッグラン利用規約」を承諾の上、「相模原公園ドッグラン利用に関する誓約書」の同意チェックボックスにすべてにチェックし、そして署名、会員登録の意志を示し、年度登録費を納付し、その後、交付する会員証を持った方が利用できます。また従会員の登録申請に限って、委任状の提出をもって会員登録手続きを代理人(主会員)に代えることができます。

人：18歳以上でドッグラン内に入るすべての方の登録が必要です。未就学児は、入場出来ません。

重要事項

[入会申込書において虚偽の報告はしないこと。また暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」といいます)。または反社会的勢力と密接な関係を有する者である場合は、Crossed Paws への会員登録および相模原公園ドッグラン施設の利用をお断りいたします。]

[Crossed Paws からのボランティア作業等に対する協力要請に積極的にご協力して頂ける方]

※ 個人情報につきましては、ドッグラン運営・利用の目的以外で使用することはございません。

犬：愛犬 1 頭ずつに犬会員登録が必要です。(登録していない犬は入場できません)

登録会に必要な持ち物

- ① 犬鑑札またはマイクロチップ登録証明書(環境大臣指定登録機関 発行)
- ② 狂犬病予防注射済票(プレート:登録年度のもの)
- ③ 狂犬病予防注射済証(紙:1年以内の日付) ※お持ちの方のみ

④ 混合ワクチン接種証明書

(コア3種[犬パルボウイルス、犬ジステンパー、犬アデノウイルスを必ず含む]以上/1年以内)

⑤ 飼い主の方(人)の身分証明書(顔写真入り)

⑥ 年度登録費 人: 1人 500円 犬: 1頭 500円 (月割での登録は、行っておりません)

納付した年度登録費は、如何なる場合(自主退会・抹消等)においても返金することは、出来ません。

(※紛失・破損等再発行の場合も各500円。再発行申し込み後、登録会にて再交付)

備考 アレルギーおよび疾患等により、混合ワクチンや狂犬病予防ワクチンの接種が出来ない場合
かかりつけの獣医師より、混合ワクチン接種(または狂犬病)免除の1年以内の日付が入った
混合ワクチン(狂犬病予防ワクチン)猶予証明書を発行して頂いてください。

その書類をご持参いただければ、相模原公園ドッグランへの登録可能です。

また混合ワクチンは3年間有効であるという考えをお持ちの獣医の方が存在することも
確認しておりますが、相模原公園ドッグランでは、登録会員と犬への安心・安全を守ること
を第一に考えおります。会員登録には、毎年コアワクチン3種以上の混合ワクチン接種を
お願いしております。

ですが、アレルギーまたは疾患ではないが、毎年3種以上の混合ワクチン接種をしたくない
飼い主様には、毎年のかかりつけの獣医師による抗体価検査を行っていただき、
コアワクチン3種(犬ジステンパーウイルス、犬パルボウイルス、犬アデノウイルス)いずれも
結果が推奨レベルの抗体価であれば、1年以内の検査報告書で登録・更新可能とします。
発症防御レベルのものにつきましては、3か月以内の検査報告書であることを登録条件と
します。3ヶ月過ぎている場合は再度の検査をお願いいたします。

低い値だった場合は、ワクチン接種を行い、その証明書をお持ちください。

2. 利用料 無料

3. 開園日・利用時間

別紙、年間予定表をご確認ください。雨天時は閉場です。

雨天時から天候が回復し、年間予定表による利用可能時間以内ならば、
会員の判断で開場できます。

また災害発生時や緊急工事等、管理者が危険と判断した時は予告なく閉場する場合があります。
ドッグランが施設整備(草刈り、修繕等)で開場時間内でも予告なく利用出来ない場合があります。

4. 施設について

場所 神奈川県相模原市南区下溝 3277 番地 神奈川県立相模原公園ドッグラン
施設 ドッグラン 2 区画(小型犬ゾーン、フリーゾーン),管理棟

5. 利用上の注意(この内容が守れない場合は利用制限させていただきます。)

(1) ドッグラン運営にご協力いただくこと。

鍵管理・ごみ拾い・掃除・草むしり・枯れ枝・落ち葉集めなど等は進んで行ってください。
常にきれいなドッグランで気持ちよく遊べるよう心掛けてください。

(2) ドッグラン場に入場する時には、必ず利用者相互に会員であることが確認できるように 会員証を常時首からさげてください。会員証を忘れた場合は、入場できません。

18 歳未満については会員同伴で入場してください。会員は同伴者の言動に注意してください。
特にお子様は注意が必要です。同伴について問題があった場合、退会を勧告する場合があります。
また乳幼児・未就学児は、原則入場できません。

シルバーカートおよび松葉杖等の歩行を補助するものが必要な方、車いすをご利用の方は、
お付き添いの方一名以上と一緒に入場してください。

※お付き添いの方も会員登録が必要です。

(3) ドッグランの場内に同時に入れるのは、登録会員1人につき、基本2頭まで

中・大型犬と小型犬の組み合わせは合計 2 頭。超大型犬については、一人につき1頭。

会員登録者が運営管理団体に利用頭数に関する誓約書を申請し、運営管理団体が制御できている
と判断出来た場合、一人につき3頭(大型・超大型犬は除く)まで。

Crossed Paws として

小型犬 10kg 未満 中型犬 10～25kg 未満 大型犬 25～40kg 未満 超大型犬 40kg以上
定義します。

頭数に関係なく制御できる範囲での利用を心がけ実施してください。

また排泄物の処理は、特にご注意ください。

(4) 営利目的の利用や営業活動、布教活動をおこなわないこと。

(5) 愛犬の健康について

- ・外部寄生虫予防:薬を月に一度使用していること(概ね 3 月から 12 月まで)
- ・フィラリア予防:毎年一回の血液検査と毎月の内服薬を投与していること
(概ね 5 月から 12 月まで)
- ・ノミ・ダニなどの外部寄生虫がいないこと。

- ・回虫・条虫などの消化器官内寄生虫がないこと。
- ・皮膚疥癬などの伝染性の皮膚疾患が発症していないこと。
- ・メス犬で発情期間(ヒート)中は利用しない(出血中及び止血後2週間)。

推奨 発情期間終了後 シャンプー後のドッグラン利用が好ましい

(6)入場についてのルール

- ・利用ノートに会員番号・名前・犬の名前・入退場時間の記入・鍵管理責任者(鍵番)の確認
- ・狂犬病予防法にもとづく「鑑札」と「注射済票」を愛犬に必ず付けてください。
(マイクロチップで登録の場合は「狂犬病予防注射済票」のみ)

(7)次に該当する犬は入場を禁止します。

- ・犬会員登録をしていない。
- ・特定犬(人に危害を加えるおそれがあるものとして定める 10 犬種)
 - ①土佐犬 ②秋田犬 ③紀州犬 ④ジャーマン・シェパード ⑤グレート・デーン
 - ⑥ドーベルマン ⑦ セント・バーナード ⑧アラスカン・マラミュート ⑨マスチフ
 - ⑩アメリカン・スタッフォードシャー・テリア(アメリカン・ピット・ブルテリア)
- ・他の利用者・犬に対して攻撃的な愛犬のご利用はできません。
- ・外部寄生虫(ノミ、ダニ等)や消化管内寄生虫(回虫、鞭虫、条虫等)が感染している。
- ・伝染性皮肤病(皮膚糸状菌症・ノミ・疥癬)や他の伝染性疾患を罹患している。
- ・発情中(ヒート)
- ・持病もしくは体調不良(下痢、嘔吐等)がある。
- ・その他、入場にふさわしくないと判断される場合。

(8)ドッグラン内での利用ルール

- ・入場する前にすでに鍵管理責任者(鍵番)がいる場合、前任・鍵管理責任者(鍵番)が交代を希望したなどの事象が発生した場合には、進んで、前任・鍵管理責任者(鍵番)から後任・鍵管理責任者(鍵番)として業務を引き継いでください。
- ・一部の会員に鍵管理責任者(鍵番)としての責任が、集中しないようにご配慮とご協力をしてください。
- ・後任の鍵管理責任者(鍵番)がない場合には、ドッグランを閉場してください。
- ・愛犬には、必ず首輪又は、胴輪を着用し、会員が必ず制御できる状態にしてください。
ドッグラン以外では リードを着けてください。
- ・威嚇、無駄吠え、攻撃、他の犬に対してマウンティングをした際は速やかに止めさせましょう。
また、ほかの子をしつこく追いかけてまわす等の行為に及んだ際は、速やかにやめさせ、

一度退場して愛犬を落ち着かせてください。

・会員が愛犬のトラブル(威嚇、無駄吠え、攻撃、他の犬に対してマウンティングなど等)などで迅速にその場に駆けつけることができない場合には、ドッグランのご利用をご遠慮ください。

・会員は、愛犬の行動から目をはなさない。

何かあれば、早急に愛犬にリードをつける又は、抱きかかえるなどの方法でご自身および愛犬の安全確保に努め実行してください。

・愛犬には、基本的なしつけ(待て・おいで など)ができていることが必要です。

(ドッグラン内にて、しつけサポートは行いません)

・ドッグラン内から会員が一時退場する場合は、愛犬も必ず一緒にご退場ください。

・ゴミ及び愛犬の排泄物(ウンチ、吐しゃ物)は必ず自宅へお持ち帰りください。

オシッコやマーキングは水で流してください。

また他の会員が愛犬の排泄物等、気づかないでいる場合は、お互いにお声掛けし、処理をお願いしてください。

・他の犬の放置フン、吐しゃ物等見つけたら、持ち帰りのご協力をお願いいたします。

・設備・備品類の破損等は、所定の用紙にて速やかにそして必ずお知らせください。

回復費用を負担いただく場合もございます。

・二重扉は必ずリードを着けたまま 1 家族ずつ通過し、扉を確実に閉めてから入退場ください。

・ドッグランに入場しても、リード装着のまま場内を確認し、愛犬が慣れてからノーリードとしてください(ドッグラン内の状況を勘案し、登録会員の判断でノーリードにしてください)。

・緑豊かな環境ですから、ノミ・ダニ・蚊などに対する予防と対策は会員自ら行ってください。

・カメラ・スマートフォンなどでの写真撮影は、愛犬の状態や周りの利用者に配慮し、節度のあるご利用をお願いします。

・スマートフォンなどの機器の画面ではなく常に愛犬に気を配り、見ていてください。

・SNS 等に画像を掲載する際は、許可なく他の愛犬や会員が映り込まないようにご配慮ください。(飼い主様から許可を得ている場合は、常識の範囲内で行ってください)

・いろいろな犬種が利用するドッグランです。楽しく、ゆずりあいながら仲良くご利用ください。

・現在、ゴム製のボールで直径 6cm 以上または、大きく壊れにくいおもちゃ(例プラーなど)を愛犬との遊びに使用できます。

・不定期に、当役員による登録犬の鑑札確認および混合ワクチンの有効期限のチェックをすることがあります。

その際は、進んで鑑札や混合ワクチン接種の証明書の提示をお願い致します。

(9) 禁止事項

- ・一枚の会員証を複数人で使い回す行為
- ・ドッグラン敷地内での愛犬のブラッシング(毛づくろい)
- ・ドッグラン内へのおやつ、フードの持ち込み
- ・犬のおもちゃとして、直径6cm以上のボール類(例テニスボール 直径 6.54cm)より、小さい玩具類の持ち込みは禁止 また 犬が呑み込めるような形状のもの
- ・フリスビーの使用は禁止
- ・細いワイヤー形状のリード(伸縮リード等)、3m以上のロングリードの利用
- ・ドッグラン内での飲食

但し 会員各自での水分補給(水とお茶のみ可)は、適宜適切に行ってください。

- ・ドッグラン内にテント,パラソル,簡易チェア,レジャーシートなどの持ち込み
- ・愛犬の排泄物であるウンチをドッグラン内にて土を掘り返し埋める行為
- ・犬以外のペットの入場
- ・営利利用、勧誘及び寄付、政治的・宗教的活動
- ・オフ会、パーティー等の開催
- ・許可なくドッグラン内を占領する行為
- ・ドッグラン内に愛犬を放置する行為
- ・ドッグラン内・敷地内(管理棟周辺含む)での喫煙行為(紙たばこおよび加熱式・電子式を含む)および吸い殻のポイ捨て行為(即時の会員登録抹消の行為に相当します)
- ・ドッグラン内での会員による 他の会員に対しての過剰な言動、要求、迷惑そして公序良俗を乱すにあたる行為
- ・ドッグラン内にペットカートの持ち込み(安全の為)

以上の行為を発見した場合、他の会員の安全のため退場していただく場合がございます。

(10) 免責

- ・ドッグラン敷地内で起きたすべてのトラブルは、当事者同士で解決を願います。
 - ・すべてにおいて自己の責任であることを了承の上でご利用ください。
- 従って、人あるいは犬が怪我をしても神奈川県・県立相模原公園・Crossed Paws に対して損害賠償請求はできません。犬が当ドッグランにおいて、伝染病の疾病や皮膚疾患、内部及び外部寄生虫に感染しても損害賠償請求はできません。ご了承ください。

(11)ドッグラン内での咬傷事故

・24 時間以内に保健所にご自身で届けることが、義務づけられています。

保健所への届出と同時に、ドッグラン内でおきた事故は、当事者同士で解決していただきます。

その事故についても運営管理者への報告は、必要ですので必ずしてください。

(運営管理者宛の報告用紙は管理棟に備え付けてあります。)

咬傷事故 届出先

相模原市 生活衛生課(動物愛護管理班)

住所:〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら 4 階

電話:042-769-8347 ファックス:042-750-3066

(1 2) 当役員及び神奈川県、公園事務所から、利用者に関して指示があった場合は、これに従うこと。

ドッグラン敷地内でのトラブル(咬傷事故、病気、死亡、盗難等)について一切の責任を負いかねます。

愛犬同士、会員同士のトラブルを含め、すべて当事者間での解決をお願いしております。

神奈川県・県立相模原公園・Crossed Paws では、
敷地内における全ての事故トラブルについて、一切の責任を負いません。

6. 退会・抹消

(1) 自己の都合で退会される場合は、退会届を提出のうえ、会員証を返却して下さい。

(2) 次の事項に該当する場合は、代表・役員および役員会から注意・警告を行います。

注意・警告がなされてもなお改善の確認ができない場合は、役員会決議により、会員登録を抹消することがあります。くれぐれもご注意ください。

抹消の通告を受けた場合には、速やかに会員証を返却してください。

① ドッグランの運営に協力をして頂けないと運営側が判断した場合。

② 利用規約の違反やその他の悪質な迷惑行為等があり、

運営管理者及び公園管理者等の指導に従わないと判断した場合。

③ 登録時に虚偽の申請があった場合 又は、登録後に会員証の改竄、複製をした場合

登録に変更が生じた場合(転居、退会等)は、速やかに運営管理者まで届出てください。

④ 利用会員・犬が原因で、公序良俗が乱れる恐れがあると判断される行為等があった場合。

⑤ 攻撃的な犬、会員が愛犬を制御できていない等、被害を受けた会員からの申し出があった場合、役員会決議により退会を勧告する場合があります。

⑥ 事故報告書が提出された場合、内容を精査の上、役員会決議により退会を勧告する場合があります。

- (3) 主・従 会員登録した会員のどちらかに抹消が行われた場合、登録されている主・従 会員にも連帯責任が発生し、主・従 会員すべての方の会員登録が抹消となります。
抹消された会員は、抹消が行われた日から、3 年間、Crossed Paws への会員登録が出来なくなります。

7. 規約の変更

必要に応じて、規約の変更をすることがあります。

お問い合わせ先(メール)

Crossed Paws e-mail アドレス crossedpaws.dogrun@gmail.com

お手紙による事故報告や退会届・会員証返却先

住所 〒252-0335 神奈川県相模原市南区下溝 3277 番地 ドッグラン管理棟

Crossed Paws 事務局

会員の場合は、会員番号、会員名、連絡先を 会員でない場合には、氏名、連絡先など記載の上、ご連絡ください。事務局で折り返しのご連絡が必要と判断した場合には、折り返しのメールまたはお電話でご連絡させていただきます。

※神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターおよび県立相模原公園管理事務所へのドッグラン運営に関するお問い合わせはご遠慮ください。